

「(仮称)福岡市屋台基本条例」に規定する事項(案)について

①屋台営業にあたっての道路や公園に係る新規許可及び許可更新の手続き

新規許可手続き	申請者	<p>1. 現営業者から承継しようとする者 承継は、以下の要件のいずれもみたす場合に認める。 ○承継しようとする者が条例施行前から屋台営業をしていた者（現営業者）の配偶者又は直系血族であること ○条例施行時から承継しようとするまでの間、現営業者の屋台営業による収入によって主たる生計を立ててきたこと ○現営業者が死亡又は病気等やむを得ない事由によって屋台営業を行うことが困難となったこと ※なお、承継を受けた配偶者又は直系血族からの更なる承継は不可（承継は1回限り）</p> <p>2. 福岡市屋台選定委員会の公募に係る審査を経て、屋台営業候補者の選定を受けた者</p>			
	新規申請	<p>申請時には、申請者等の確認や営業実態などを確認するための書類の提出を求める。（※規則での規定を想定）</p> <table border="0"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋台営業届出書 ・誓約書 ・屋台営業従事者届出書 ・本人確認できる書類 ・住民票の写し </td> <td style="padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 申請書の記載事項以外の屋台名、店休日、営業時間などを記載し、申請者の顔写真を貼付したもの 関係法令等を遵守する旨の誓約書 申請者以外の屋台営業に従事する者の氏名、住所等を記載し、従事する者の顔写真を貼付したもの 申請者及び従事者であることを確認することができるもの（運転免許証等） 申請者及び従事する者の住民票の写し </td> <td style="vertical-align: middle; padding-left: 20px;">} …A など</td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・屋台営業届出書 ・誓約書 ・屋台営業従事者届出書 ・本人確認できる書類 ・住民票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の記載事項以外の屋台名、店休日、営業時間などを記載し、申請者の顔写真を貼付したもの 関係法令等を遵守する旨の誓約書 申請者以外の屋台営業に従事する者の氏名、住所等を記載し、従事する者の顔写真を貼付したもの 申請者及び従事者であることを確認することができるもの（運転免許証等） 申請者及び従事する者の住民票の写し 	} …A など
	<ul style="list-style-type: none"> ・屋台営業届出書 ・誓約書 ・屋台営業従事者届出書 ・本人確認できる書類 ・住民票の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の記載事項以外の屋台名、店休日、営業時間などを記載し、申請者の顔写真を貼付したもの 関係法令等を遵守する旨の誓約書 申請者以外の屋台営業に従事する者の氏名、住所等を記載し、従事する者の顔写真を貼付したもの 申請者及び従事者であることを確認することができるもの（運転免許証等） 申請者及び従事する者の住民票の写し 	} …A など		
	提出書類	<p>上記のほか、以下の書類の提出を求める。</p> <p>1. 承継の要件を確認するための書類 ○現営業者が営業困難となった事由を証明する書類（診断書等） ○現営業者と承継しようとする者との関係を証明する書類（戸籍謄本等）</p> <p>2. 申請者が公募により選定されたことを確認するための書類 ○屋台営業候補者選定通知書</p>			
基準	<p>以下のいずれかに該当する者は、許可を受けることができない。</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○暴力団排除条例に規定する暴力団員 ○同条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者 ○上記のいずれかに該当する者を屋台営業に従事する者として届け出た者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 営業しようとする場所が、以下の場所であること ○現営業者から承継しようとする者にあつては、現営業者の営業場所であること ○屋台営業候補者の選定を受けた者にあつては、公募の際に指定された場所であること </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力団排除条例に規定する暴力団員 ○同条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者 ○上記のいずれかに該当する者を屋台営業に従事する者として届け出た者 	<ul style="list-style-type: none"> 営業しようとする場所が、以下の場所であること ○現営業者から承継しようとする者にあつては、現営業者の営業場所であること ○屋台営業候補者の選定を受けた者にあつては、公募の際に指定された場所であること 		
<ul style="list-style-type: none"> ○暴力団排除条例に規定する暴力団員 ○同条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者 ○上記のいずれかに該当する者を屋台営業に従事する者として届け出た者 	<ul style="list-style-type: none"> 営業しようとする場所が、以下の場所であること ○現営業者から承継しようとする者にあつては、現営業者の営業場所であること ○屋台営業候補者の選定を受けた者にあつては、公募の際に指定された場所であること 				
条件	<p>許可には、屋台の大きさ、営業区域、占用時間など、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件、又は公園の管理上必要な条件を附する。（※規則で規定）</p>				

適合しない場合は「不許可」

①道路や公園における屋台営業に係る新規許可及び許可更新の手続き（つづき）

許可更新手続き	更新申請	申請者	許可の期間の満了後も引き続き屋台営業をしたい者 ※公募により選定された屋台営業者については、許可の期間は通算して原則5年まで（③公募等の「許可期間」参照）
		提出書類	新規申請の提出書類の「A」と同様
	許可更新	基準	以下のいずれかに該当する者は、許可を受けることができない。 営業しようとする場所が、現に営業している場所であること <ul style="list-style-type: none"> ○暴力団排除条例に規定する暴力団員 ○同条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者 ○上記のいずれかに該当する者を屋台営業に従事する者として届け出た者 ○更新前の許可の期間内において、関係法令等又は許可の条件等の違反により、複数回の警告書による指導又は許可の効力の停止処分を受けたにもかかわらず、是正・改善措置を行わなかった者 <div style="border: 1px solid black; background-color: #333; color: white; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 適合しない場合は許可の「不更新」 </div> ※全庁的な観点から、「不更新」の決定を行う。
		条件	新規許可の条件と同様

②是正措置

定期的な指導		屋台営業者が、道路法、都市公園法、食品衛生法、この条例その他屋台営業に関する関係法令及び関係条例（以下「関係法令等」）や許可条件などに違反している場合は、指導を行う。
	道路公園関係	道路・公園関係の違反については、違反行為の態様、違反の程度、過去の指導状況等に応じて、口頭、注意書又は警告書による指導を行う。（※基準は規則等で別途規定）
	食品関係	食品関係の違反については、食品衛生法及び福岡市食品衛生条例等に基づき、口頭若しくは文書による指導又は勧告を行う。
指導結果の公表		関係法令等や許可条件などの遵守状況を屋台ごとに公表する。（※公表方法等は別途規定）

②是正措置（つづき）

処分	道路公園関係	停止	道路・公園の許可を受けた屋台営業者が、以下のいずれかに該当する場合は、許可の停止処分を行う。 ○警告書による指導を受けてから6か月以内に再び警告書による指導を受けたとき。 ○道路等の許可を受けた屋台営業者が、道路法等の関係法令や許可条件に違反し、これにより歩行者・公園利用者又は道路・公園施設に損害を与えたとき。	「許可の停止」
		取消	道路・公園の許可を受けた屋台営業者が、以下のいずれかに該当する場合は、許可の取消処分を行う。 ○許可の停止処分を受けてから6か月以内に再び許可の停止処分を受けたとき。 ○許可の基準に適合しなくなったとき。	「許可の取消し」
		除却命令	道路・公園における屋台営業者が、以下に該当する場合は、屋台又は器材等の除却を命じる。 ○許可の停止又は取消処分を受けるなど、許可を得ていないにもかかわらず、道路・公園で屋台営業を行っているとき。	
	食品関係		食品関係については、食品衛生法及び福岡市食品衛生条例等に基づき、営業の禁止、許可の停止又は取消しなどの処分を行う。	

③公募等

公募	公募	市長は、廃業等により屋台営業が行われなくなった場所が生じた場合であって、当該場所での営業が、屋台の効用の活用に資すると認める場合に限り、当該場所において屋台営業を希望する者を公募することができる。
	応募	公募で指定された場所で屋台営業を希望する者は、市長に応募申込みしなければならない。
	選定	市長は、応募申込みをした者の中から、屋台の効用を高め、福岡のまちと共生する屋台営業者として適した者（屋台営業候補者）を福岡市屋台選定委員会の意見を尊重して選定する。
公募等	設置	市長の附属機関として、福岡市屋台選定委員会（以下「委員会」）を設置する。
	所掌	委員会は、公募への応募者の中から、屋台の効用を高め、福岡のまちと共生する屋台営業者として適していると認める者を審査し、市長へ意見を述べる。
	委員	委員は、○市民、○学識経験者（活用の視点）、○行政関係者、○屋台営業者で組織する事業者組合の代表者のうちから、市長が任命する。
	その他	その他、委員会の組織及び運営に関し必要な事項をこの条例又は規則で定める。
許可期間		選定を受けて屋台営業を始めた屋台営業者の道路・公園の許可の期間は通算して5年までとする（ただし、初回は3年目に営業状況が良好と判定した場合は、5年まで延長可能）。その後も営業を希望する屋台営業者は、5年毎に営業状況が良好と判断されることが必要。
報告		選定を受けて屋台営業を始めた屋台営業者は、1年に一度、市長へ営業状況を報告、市長はこの報告書を委員会に送付する。委員会は、営業状況報告書等をもとに、期間延長についての審査を行い、その意見をもとに市長が延長の可否を決定する。

※ 規則等で別途規定するものについては、カッコ書きで記載